

障害者の雇用・就労促進のための関係行政機関会議	
H18.4.26	資料4

## 障害者の雇用機会の拡大を目指して ～障害者雇用促進法と雇用支援策～

平成18年4月26日（水）

厚生労働省 職業安定局  
高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課

## 目次

1	障害者雇用促進法の概要	1
2	障害者の雇用状況	8
3	障害者の雇用支援策	26
4	雇用・福祉・教育の一層の連携の強化	34

## 1 障害者雇用促進法の概要

# 障害者雇用促進法の概要

【目的】 障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ること。

☞は今回の改正による追加

事業主に対する措置	
雇用義務制度	<p>事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の身体障害者・知的障害者の雇用を義務づける</p> $\text{障害者雇用率}(1.8\%*) = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数} - \text{除外率相当労働者数}}$ <p style="text-align: right;">(*民間企業の場合)</p> <p>※ 大企業等において、障害者を多数雇用する等一定の要件を満たす会社(特例子会社)を設立した場合、企業グループでの雇用率適用も認めている。</p> <p>☞精神障害者(手帳所持者)に雇用率適用</p>
納付金・調整金	<p>障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者雇用納付金(雇用率未達成事業主) 不足1人月額5万円徴収(常用労働者301人以上)</li> <li>○ 障害者雇用調整金(雇用率達成事業主) 超過1人月額2万7千円支給(常用労働者301人以上)</li> </ul> <p>※ この他、300人以下の事業主については報奨金制度あり(超過1人月額2万1千円支給)</p> <p>☞在宅就業障害者に仕事を発注する事業主に特例調整金等を支給</p>
各種助成金	<p>障害者を雇い入れるための施設の設置、介助者の配置等に助成金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者作業施設設置等助成金</li> <li>・重度障害者介助等助成金</li> <li>・重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 等</li> </ul>

障害者本人に対する措置	
職業リハビリテーションの実施	<p>地域の就労支援関係機関において障害者の職業生活における自立を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ハローワーク(全国591か所) 障害者の態様に応じた職業紹介、職業指導、求人開拓等</li> <li>○ 地域障害者職業センター(全国47か所) 専門的な職業リハビリテーションサービスの実施(職業評価、準備訓練、ジョブコーチ等)</li> <li>○ 障害者就業・生活支援センター(全国110か所) 就業・生活両面にわたる相談・支援</li> </ul> <p>☞障害者雇用促進施策を障害者福祉施策との有機的な連携を図りつつ推進</p>

## 法定雇用率について

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……………
  - 一般の民間企業 …………… 1. 8%  
(56人以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …………… 2. 1%  
〔労働者数48人以上規模の  
特殊法人及び独立行政法人〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 1%  
(48人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 0%  
(50人以上規模の機関)

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。